

小児慢性特定疾病医療費助成 更新申請手続きのご案内

**現在お持ちの受給者証の有効期間は、令和4年9月30日までです。
10月以降も引き続き医療費助成を受けるためには、更新申請が必要です。**

更新申請期間 更新の案内を受取った日から～令和4年8月26日（金）

（郵送での提出の場合は、当日消印有効）

- 上記申請期間を過ぎても9月30日（金）までは更新の申請を受付けておりますが、10月1日までに受給者証がお手元に届かない場合があります。**できる限り上記の期間内にご申請ください。**なお、成長ホルモン治療が必要な方や悪性新生物で治療終了から5年経過している方については、認定審査に時間が掛かりますので、できるだけ8月26日（金）までに申請をお願いいたします。
- 申請日を遡っての認定は受けられません。9月30日までに申請書類の提出がなければ、更新申請は行えません。**今年度は、昨年度と同様に医師の意見書の後日提出を可としますので、意見書以外の申請書類については、必ず9月30日までに郵送または窓口でご提出くださるようお願いいたします。
（受給者証の発送は医師の意見書提出日以降になります。また、受給者証が届くまでの医療費については、小児慢性特定疾病医療費の助成がその時点では受けられないことから、一旦医療機関窓口でのお支払いが生じる場合があります。この場合は、受給者証発行後、市に対して償還払い申請を行うことが可能です。）
- 意見書の後日提出については、令和4年12月末日（当日消印有効）×切となります。**意見書のご提出が確認できなかった場合は、申請書類を返却させていただくこととなりますので、ご了承ください。
- 10月1日を過ぎた場合は、新規申請の扱いとなります。**18歳以上の方は、新規申請はできませんので、ご注意ください。

1. 更新の対象となる方

次のすべてにあてはまる方は、小児慢性特定疾病医療費助成制度から医療費の助成（一部自己負担額あり）を継続して受けることができます。（(2)・(3)については該当の項目いずれか）

- (1) 現在、小児慢性特定疾病医療受給者証が交付されていて、有効期限内に更新申請をした方
- (2) 18歳未満の児童等であり、申請者（保護者）が川崎市内に住んでいる方
- (3) 18歳到達時点で事業の対象となっており、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められ、かつ、本人（成年患者）が川崎市内に住んでいる方
- (4) 厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病に継続してかかっており、かつ、厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度である方

※対象疾病及び疾病の状態等については、「小児慢性特定疾病情報センター」ホームページ（<http://www.shouman.jp/>）でご確認いただくか、主治医にご相談ください。

2. 手続きの流れ

- (1) 必要な書類（P2～4参照）を揃え、お住まいの区の地域みまもり支援センター児童家庭課あ

て、郵送又は窓口で申請してください。

※受給内容に変更がない場合、窓口への来庁が難しい場合などは、郵送による更新手続きにご協力をお願いします。
（申請内容や変更に係る照会のため、電話等でヒアリングさせていただく場合があります。また、申請書類の修正や追加提出を依頼させていただく場合があります。ご理解くださいますようお願いいたします。）

※受付時間は平日の午前8時30分から12時まで、午後1時から5時までです。

(2) 地域みまもり支援センターにて審査を行います。

(3) 認定となった方へ、受給者証と自己負担上限額管理票を郵送します。

※受給者証の発送は、申請期間内に申請いただいた方については、9月中を予定していますが、審査の状況によっては9月中に発送ができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

※受給者証が届くまでの間に自己負担上限額を超える窓口払いが生じた場合は、申請をすることにより、医療費の払い戻しを受けることができます（ただし、申請に係る文書料は自己負担となります）。

※認定とならなかった方へも、その旨通知をいたします。

3. 申請に必要な書類等

①申請者（保護者）による窓口申請の場合

●窓口にお持ちいただくもの

○印鑑（認印可）

○現在お持ちの小児慢性特定疾病受給者証（ただし、窓口での回収はしません。）

○申請者（保護者）のマイナンバー及び本人（身元）確認ができる書類

（ア）マイナンバー番号確認書類（申請書に記入された個人番号が正しいことを確認するため）

- ・**マイナンバーカード**（通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかでも可）
※ただし、通知カードは現在の「氏名」「住所」がカードに記載されたものと変わっている場合は、法律により番号確認書類として取り扱うことができません。この場合は、マイナンバーの記載がある住民票の写しを取得し、ご提出ください。

（イ）【マイナンバーカード以外をご提示の場合】本人（身元）確認書類（なりすまし防止のため）

- ・**運転免許証、身体障害者手帳、パスポートなど、公的機関が発行する顔写真付きの証明書類のいずれか1つ**

（又は、年金手帳、戸籍謄本、健康保険証、児童扶養手当証書などの証明書のうちいずれか2つ。）

※マイナンバーの記載がない場合でも申請はできますが、**記載がない場合は、市民税の課税状況の確認できる書類を別途提出していただく場合があります。**

②郵送による申請の場合

●郵送時に同封いただくもの

○現在お持ちの小児慢性特定疾病受給者証の**コピー**（認定期間のわかる面のみで可）

○申請者（保護者）のマイナンバー及び本人（身元）確認ができる書類の**コピー**（原本不可）

（ア）マイナンバー番号確認書類（申請書に記入された個人番号が正しいことを確認するため）

- ・**マイナンバーカード**（通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかでも可）
※ただし、通知カードは、現在の「氏名」「住所」がカードに記載された「氏名」「住所」から変わっている場合、法律により、番号確認書類として取扱うことができません。この場合は、マイナンバー記載のある住民票の写しを取得し、ご提出ください

（イ）【マイナンバーカード以外をご提出の場合】本人（身元）確認書類（なりすまし防止のため）

- ・**運転免許証、身体障害者手帳、パスポートなど、公的機関が発行する顔写真付きの証明書類のいずれか1つ**

（又は、年金手帳、戸籍謄本、健康保険証、児童扶養手当証書などの証明書のうちいずれか2つ）

※マイナンバーの記載がない場合でも申請はできますが、**記載がない場合は、市民税の課税状況の確認できる書類を別途提出していただく場合があります。**

●全員提出が必要な申請書類

- ・①②⑤⑥は対象者に送付します。(様式は市のホームページにも掲載されています)
- ・③は小児慢性特定疾病情報センターホームページ (<http://www.shouman.jp/>) からダウンロードしていただくか医療機関にご相談ください。

申請に必要な書類等	留意点等
① 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 (必須)	<p>必要事項をすべて記載してください。</p> <p>※令和4年9月の申請〆切までに意見書が間に合わない場合は、申請書右上の余白に赤字で「意見書は後日提出」と記載し、意見書以外の申請書類を揃え、令和4年9月の申請期限までにご提出ください。</p>
② 世帯調書 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票上の世帯全員について記入してください。 ・住民票が別でも、同じ医療保険に加入している方がいる場合はその方も記入が必要になります。
③ 申請する疾病の医療意見書 (必須) ※788疾病ごとに医療意見書様式が定められています。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の指定する指定医に令和4年7月以降に意見書の作成を依頼してください。文書料は自己負担となります。 ・後日提出の場合、〆切は令和4年12月末日(当日消印有効)まで受け付けます。 ・意見書様式は「小児慢性特定疾病情報センター」ホームページ(http://www.shouman.jp/)よりダウンロードしていただくか、医療機関にご相談ください。 ・成長ホルモン治療を行う場合は、疾病の医療意見書に加えて、成長ホルモン治療用医療意見書(継続)が必要です。 ・複数の疾病をお持ちの方は、疾病ごとに意見書が必要です。
④ 公的医療保険の保険証の写し (必須) ※対象児が加入している保険によって写しの必要な方の範囲が異なります。	<ul style="list-style-type: none"> ・国保及び国保組合の場合は、同じ医療保険に加入している方全員分必要です。(申請者(保護者)が後期高齢者医療に加入している場合は特例により同一世帯とみなすため、申請者分も含め全員分必要です。) ・上記以外の医療保険(協会けんぽ・健康保険組合・共済組合など)の場合は被保険者分と対象児分が必要です。(対象児が被保険者の場合は対象児分のみ)
⑤ 同意書(加入の公的医療保険への所得区分確認について) (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・ご加入の公的医療保険の保険者へ、高額療養費の所得区分の確認を行うために必要な書類です。 ・国保組合に加入している場合は、確認に際し、令和3年度住民税課税額のわかる書類が必要です(⑦参照)。
⑥ 同意書(医療意見書の研究利用について) (任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・提出は任意ですが、ご協力をお願いします。

※書類への記入は、ボールペン等消えない筆記具でご記入ください(鉛筆や消えるボールペンは不可)。

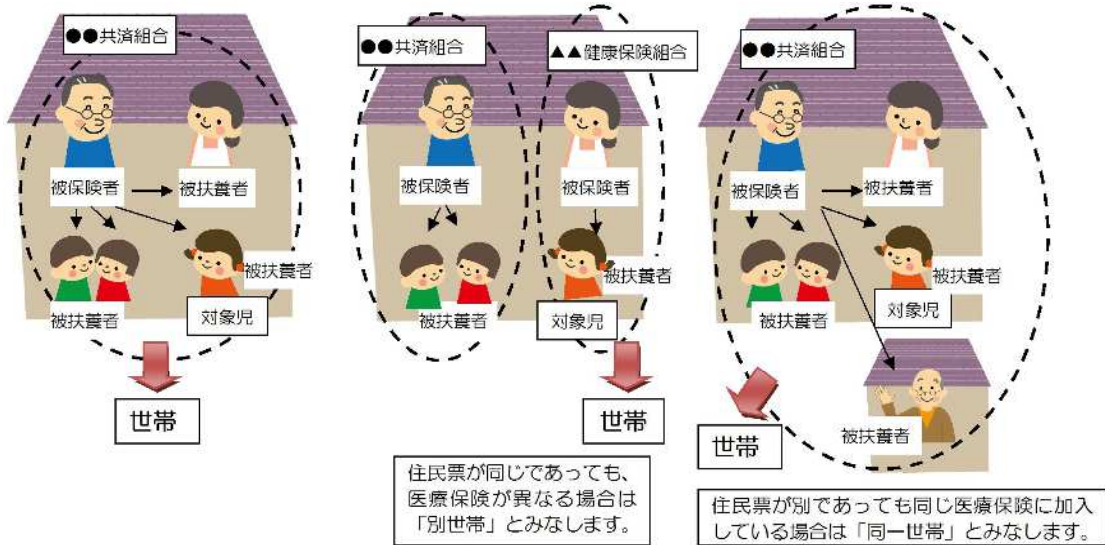
●該当する方のみ提出が必要な書類

- ・条件に当てはまる方（一部の方）のみ必要となる書類です。
- ⑧⑨については市のホームページに掲載されています

この制度の「世帯」とは、対象児と同じ医療保険に加入している方を指し、その「世帯」の住民税額に基づき、自己負担上限月額が算定されます。
 << P5資料1参照 >>

申請に必要な書類等	該当する方・留意点等
<p>⑦「世帯」の令和4年度住民税課税額がわかる次のいずれかの書類 << P5資料1参照 >></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税の「課税証明書」または「非課税証明書」 …令和4年1月1日に住所があった自治体で取得できます。<u>コピーではなく原本での提出をお願いします。</u> ・生活保護の「受給証明書」 …受給している福祉事務所で取得できます。<u>コピーではなく原本での提出をお願いします。</u> 	<p>次に該当する場合はご提出ください。 対象児が加入する医療保険が国保組合である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保組合の保険者宛に高額療養費の負担区分を照会する際に必要となります（加入されている組合によっては、「課税証明書」または「非課税証明書」の提出が必須となる場合があります）。 ・同一医療保険に加入している方全員分の証明が必要です（中学生以下は証明書類の提出不要）。
<p>⑧重症患者認定申請書 << P6資料2参照 >> ※重症認定の根拠となる書類を添付し、申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【小児慢性特定疾病にかかる医療費総額（自己負担額ではないことに注意）が1か月に5万円を超える月が、更新申請月を含めた過去12か月の間に6回以上ある場合】5万円を超えた月の自己負担上限額管理票又は領収書のコピー（該当する月の分を全て添付してください。） ・「身体障害者手帳」の写し（対象児本人分） 	<p>重症患者認定基準に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定されると自己負担額が通常より低く設定される場合があります。
<p>⑨人工呼吸器等装着者申請時添付書類</p>	<p>「人工呼吸器」または「体外式補助人工心臓」等を常時使用している方（詳細はお問い合わせください）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定されると、自己負担額が通常より低く設定されます。 ・自治体の指定する指定医の証明を受けてください。
<p>⑩同一生計「世帯」内のご家族の「小児慢性特定疾病医療受給者証」または「指定難病医療受給者証」の写し</p>	<p>対象児と同じ医療保険加入のご家族が小児慢性特定疾病または指定難病受給者として認定されている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の「世帯内按分（あんぶん）特例」欄にチェックを入れてください。 ・同一生計「世帯」内の対象患者数に応じて負担限度額を按分（あんぶん）します。 ・受給者証の送付にお時間がかかる場合があります。
<p>⑪特定疾病療養受療証の写し</p>	<p>血友病A・Bに該当する方</p>
<p>⑫公的医療保険の限度額適用認定証の写し</p>	<p>お持ちの方はご提出ください。</p>
<p>⑬公的年金・手当等の受給状況のわかる通知書等の写し</p>	<p>住民税非課税世帯の方で、障害年金・遺族年金、経過的福祉手当、労災等による障害保障給付、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等を受給している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己負担上限月額を決定するため、上記のいずれかを受給している場合は、ご提出ください。

資料1 小児慢性特定疾病医療費助成制度における「世帯」の考え方



【書類見本】「住民税課税額証明書」(川崎市発行の例)

(令和4年1月以降に川崎市に転入されている場合は、転入元自治体で発行を受けられます。)

市民税・県民税 課税額 証明書

見本

納税義務者 住所
氏名

年度	課税額 (a) + (b) + (c) + (d)		円	納税済額	円
合計所得金額	所得割額 (a)	所得割額 (c)	円	納期届経過の未納額	円
	市民税均等割額 (b)	県民税均等割額 (d)	円	納期届未到来額	円

給与収入金額 円

公的年金等収入金額 円

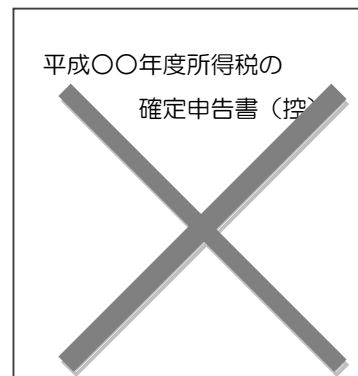
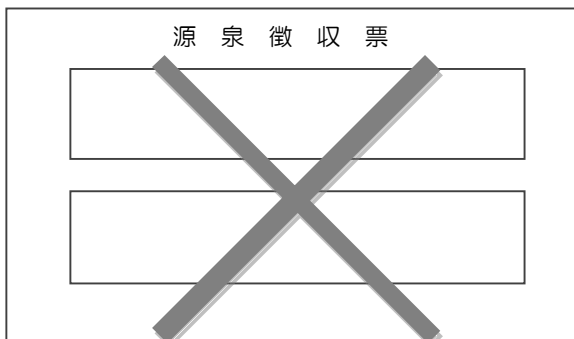
扶養人数 (1)円は、16歳未満の人数 人(うち 人)

備考

川崎市証明 第 号
上記のとおり相違ないことを証明します。
年 月 日
川崎市長 印



【提出できない書類の例】源泉徴収票・確定申告書控え



資料2 重症患者認定基準表

- ① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る）と認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの）
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの）
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの）
	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもできないもの又は、臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項（眼の項及び聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したのもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

- ② ①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

疾患群	該当項目
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD、持続携帯腹膜透析を含む）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等に該当するもの
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの

- ③ 小児慢性特定疾病にかかる医療費総額が1か月に5万円を超える月が前1年間の間（※令和4年7月15日に申請する場合は令和3年8月～令和4年7月）に6回以上ある場合。（国Q&A 3-5）

4. 自己負担上限額について

小児慢性特定疾病に係る1か月の医療費については、医療費総額の2割、又は地域みまもり支援センターにおいて決定された階層区分における上限額の低い方が自己負担上限額となります。

<自己負担上限月額表>

階層区分	階層区分の基準 【（ ）内の数字は、夫婦2人子1人世帯の場合における年収の目安】		一般	重症 (※1)	人工呼吸器等装着者
I	生活保護		0	0	0
II	市町村民税	収入等 80万円以下	1,250		500
III	非課税	収入等 80万円超	2,500		
IV	市町村民税所得割 71,000円未満(※2) (約200万円～約430万円)		5,000	2,500	
V	市町村民税所得割 71,000円以上251,000円未満(※2) (約430万円～約850万円)		10,000	5,000	
VI	市町村民税所得割 251,000円以上(※2)(約850万円～)		15,000	10,000	
			標準負担額の1/2		

※1 重症：①高額な医療が長期に継続する者（医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月）を超える月が年間6回以上ある場合） ②現行の重症患者基準に適合する者

※2 **市町村民税所得割：申請を行う年の1月1日に指定都市の住民であった場合は地方税法の規定にかかわらず、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された所得割額を用います。**

○階層区分II、IIIのどちらに該当するかは、最も所得の高い保護者の、合計所得金額、公的年金等の収入額、特別児童扶養手当等の金額の合算で判定します。

○受診した複数の医療機関等（薬局での保険調剤及び医療保険における訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む）の自己負担を全て合算した上で自己負担限度額を適用します。

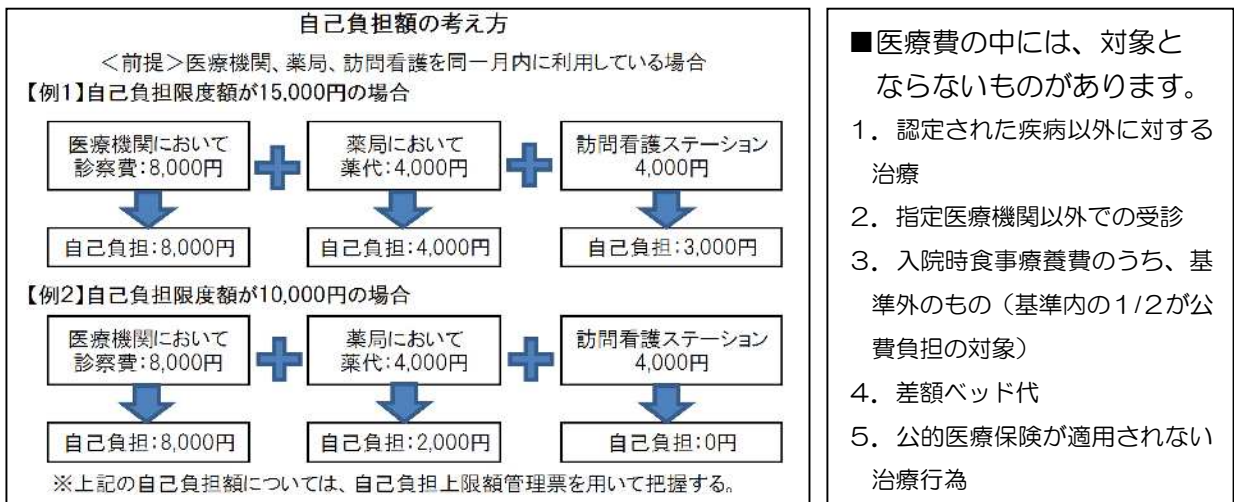
○複数の医療機関等での自己負担額は、「自己負担上限額管理票」（小冊子）を用いて管理します。「自己負担上限額管理票」は、新しい受給者証と同時に送付しますので、受診の際は必ずご持参ください。

○同一「世帯」内で同じ保険に加入している方全員の市町村民税所得割額等を合算して判定します。

階層区分決定のための市民税額算出方法について

重要

県費負担金教職員の給与負担等の権限が道府県から指定都市へ移譲されたことに伴い、平成30年度の市民税・県民税から、指定都市在住の方のみ個人住民税所得割の標準税率が、県民税は4%から2%に、市民税は6%から8%に改正されますが、**本制度においては、改正前の標準税率により算出された所得割額（6%）を用いて階層区分の決定を行います。**そのため川崎市等の政令市にお住まいの皆様は、住民税の「特別徴収税額決定・変更通知書」「税額決定・納税通知書」等に記載されている税額とは異なる金額での階層区分決定となりますのでご了承ください。



5. 届出が必要になる場合

次の場合は届出が必要となります。

どんな時に	届出をすところ	お持ちいただくもの
医療機関等を追加・変更したい（申請日から追加となります。事前にお届けください）	お住まいの区の 区役所地域みまもり支援センター児童家庭課	認印（朱肉をつかうもの）、受給者証 ※認定済の疾病の治療で指定医療機関等を追加・変更する場合、医療意見書は必要ありません。
区内で転居した （原則14日以内にお届けください）		認印、受給者証
川崎市内で他の区に転居した（原則14日以内にお届けください）	お住まい又は、転居先の区の 区役所地域みまもり支援センター児童家庭課	
川崎市外へ転出した ※転出した日以降は、川崎市発行の受給者証は使用できません。	転出時にお住まいの区の 区役所地域みまもり支援センター児童家庭課に届け出てください。 転出先の住所地の保健所等で新規申請をしてください。	受給者証
公的医療保険の保険証を変更した （原則14日以内にお届けください）	お住まいの区の 区役所地域みまもり支援センター児童家庭課	保険証、認印、受給者証 ※保険証が必要な方の範囲は、P3④を参照。 ※変更後の保険が国保組合の方はP4⑦を参照（別途必要書類あり）。
小児慢性特定疾病医療費助成の受給を中止したい		認印、受給者証
受給者証を紛失した、ひどく汚してしまった （原則14日以内にお届けください）		認印、（受給者証）

※申請後、有効期間の始期から受給者証が届くまでの間に指定医療機関での自己負担上限額を超える窓口払いが生じた場合は、申請をすることにより、医療費の払い戻しを受けることができます（ただし、申請に係る文書料は自己負担となります）。

6. 小児慢性特定疾病医療費助成制度の自己負担金の払い戻し等について

このたび手続きしていただきました小児慢性特定疾病医療費助成制度では、「世帯」の所得に応じ自己負担金を医療機関等でお支払いいただきますが、あわせて下記の医療証をお持ちの方で**神奈川県内医療機関において受診**する場合は原則として、小児慢性特定疾病医療受給者証と川崎市の福祉医療証を医療機関等で同時に提示することで、福祉医療証等助成対象分の保険医療費の自己負担がなくなり、払い戻し手続きが不要になります。

神奈川県外医療機関等において受診する場合は払い戻し手続きが必要となりますので、お住まいの区役所保険年金課（④は区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課）にお問合せください。

<川崎市の福祉医療制度>

制度名	対象者等
①小児医療費助成制度	0歳から中学卒業までのお子さま ※中学生以上のお子さまは入院のみの助成となります。 ※1歳以上のお子さまには所得制限があります。
②重度障害者医療費助成制度 (右のいずれかに該当する方)	<ul style="list-style-type: none"> ・1～2級の身体障害者手帳をもっている方 ・知能指数が35以下の方か、障害程度がAの療育手帳をもっている方 ・3級の身体障害者手帳をもっている方で、知能指数が50以下か障害程度がB1の療育手帳をもっている方 ・1級の精神障害者保健福祉手帳をもっている方(精神障害者保健福祉手帳1級により助成を受ける方は、入院医療に係る医療費は対象になりません)
③ひとり親家庭等医療費助成制度 (右のいずれかに該当する方)	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の父又は母と養育されている児童 ・父母のいない児童又は父母が監護しない児童を養育している養育者と児童 この制度で「児童」とは次のいずれかの方をいいます。 ア 18歳に達した日以降の最初の3月31日までの方 イ 20歳未満で中程度以上の障害のある方 ウ 20歳未満で高等学校等に在学中の方 <p>※所得制限があります。令和2年1月から所得限度額を引き上げており、児童扶養手当が所得制限で支給停止となっている場合でも医療費助成の対象となる場合があります。</p>
④小児ぜん息患者医療費支給制度	川崎市内に1年以上（3歳未満のお子さまは6か月以上）住所がある20歳未満のお子さまで、小児ぜん息（気管支ぜん息又はぜん息性気管支炎）と診断されている方。

※有効期間の始期から受給者証が届くまでの間の受診などにより、小児慢性特定疾病医療費助成制度の自己負担限度額を超えて窓口でお支払いをした場合には、**初めに小児慢性特定疾病の払い戻しの手続きをしていただき、小児慢性特定疾病医療費支給決定通知書が届いた後、上の各制度による払い戻し手続きをしてください。**

7. 小児慢性特定疾病児を対象とした関連事業

(1) 日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている方のうち、障害者自立支援法などの他制度を利用できない方に対し、在宅での療養生活を支援するため、身体状況に応じ日常生活に必要な用具を給付する制度です。

(2) 自立支援事業

小児慢性特定疾病児童とその家族に対し、必要な療養の確保、必要な情報の提供等の便宜を供与し、対象児童の健康の保持増進及び自立の促進を図るため、相談支援事業を実施しています。

また、神奈川県立こども医療センターにおいても、各種相談等を受け付けています。神奈川県立こども医療センターで受診していない方でも各種相談等が可能となっていますので、お問い合わせください。

神奈川県立こども医療センター

連絡先電話番号 045-711-2351 (代) 内線 3136

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始除く)

8. 書類提出・問合せ先

お住まいの区の地域みまもり支援センター児童家庭課窓口までお願いします。

名 称	電 話 番 号	名 称	電 話 番 号
川崎区地域みまもり支援センター児童家庭課	044-201-3219	宮前区地域みまもり支援センター児童家庭課	044-856-3239
幸区地域みまもり支援センター児童家庭課	044-556-6688	多摩区地域みまもり支援センター児童家庭課	044-935-3297
中原区地域みまもり支援センター児童家庭課	044-744-3263	麻生区地域みまもり支援センター児童家庭課	044-965-5158
高津区地域みまもり支援センター児童家庭課	044-861-3250		